

滋賀県障害者施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 障害者福祉しがプラン（以下「プラン」という。）に係る施策を総合的かつ効果的に推進を図るための連絡調整機関として、滋賀県障害者施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(推進事項)

第2条 本部において推進する事項は、次のとおりとする。

- 1 プランに係る啓発に関すること。
- 2 プランに係る障害者施策に関すること。
- 3 その他障害者施策に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部に次の各号に掲げる職を置く。

- (1) 本部長
 - (2) 本部員
 - (3) 幹事
- 2 本部長は、健康福祉部長をもって充てるものとし、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部員が、その職務を代行する。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 知事は、前2項に定めるもののほか、必要があると認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することがある。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

2 本部員は、本部長を補佐し、本部の事務に従事する。

3 幹事は、本部長の命を受け、本部員を補佐する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部員会議および幹事会議とし、本部長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、健康福祉部障害者自立支援課で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部に必要な事項は、本部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和57年11月1日から施行する。
- 2 滋賀県国際障害福祉年推進委員会設置要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年6月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年2月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。